

介護保険事業等に関する留意点について

項目	資料NO	ページ
担当：給付係		
(1) 令和4年度高齢者施設等における事故報告の集計結果について	資料No. 1	1
(2) 介護相談員派遣事業について 【添付資料あり】	資料No. 2	6
(3) 介護保険負担限度額認定制度について	資料No. 3	11
(4) 住宅改修費・福祉用具購入費申請等に係る留意点について	資料No. 4	13
(5) 令和4年度介護給付適正化事業について 【添付資料あり】	資料No. 5	16
(6) 特別養護老人ホームにおける特例入所者の取扱いについて 【添付資料あり】	資料No. 6	19
(7) 特別養護老人ホーム入所者への待機辞退の周知について 【添付資料あり】	資料No. 7	21
(8) 過誤処理による高額介護サービス費への影響について	資料No. 7	21
(9) 長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金の様式の改正について	資料No. 7	21
担当：認定係		
(10) 令和5年度介護保険更新認定申請の受付開始日について	資料No. 8	22
共通事項		
(11) 介護保険に関連した世帯分離の届出について	資料No. 9	23
(12) 住所地特例施設や地域密着型サービス利用者の住所の異動について	資料No. 9	23
(13) マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した介護保険の電子申請について	資料No. 9	24

令和4年度事故報告の集計結果について

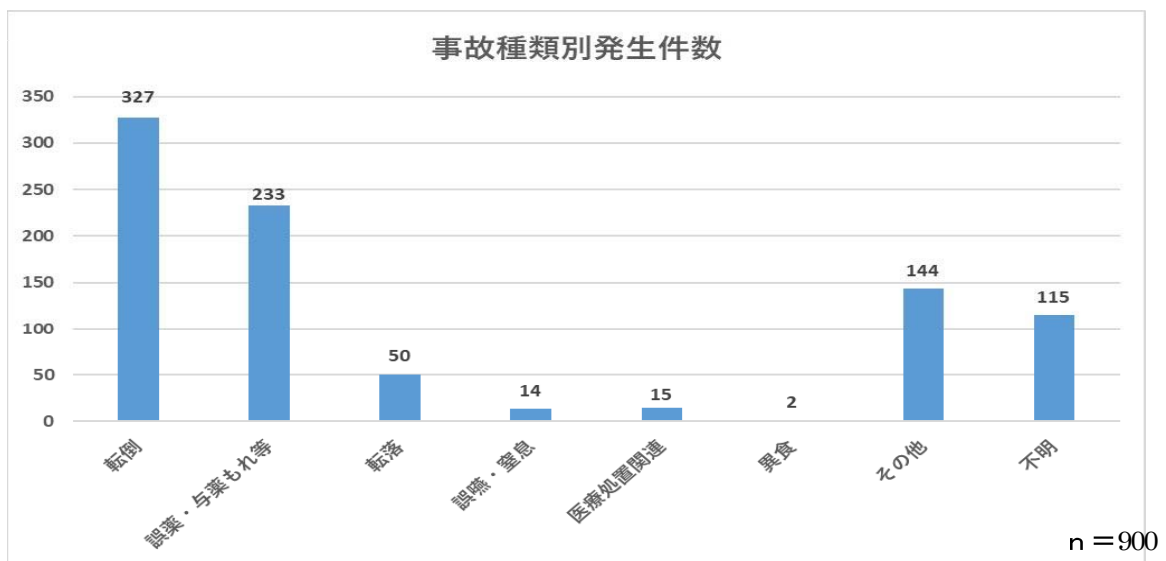
長岡市内の事業所から報告を受けた事故報告書について、令和4年1月～12月報告分を下記のとおり集計しました。事故発生防止、安全対策など、日頃の業務の参考にご活用ください。

1 発生件数

(1) 事故種類別発生件数

1年間で報告のあった事故は900件でした。1か月平均75件、1日に換算すると平均2.4件の事故が発生しています。

事故種類別では件数の多い「転倒」と「誤薬等」に次いで、事故種別が「不明」な事故も100件を超えています。「不明」な事故とは、主には内出血の発見や痛みの訴えにより原因が分からないが、負傷が確認されたケースです。「その他」は挟んだ、ぶつけたなどの負傷の他、行方不明、個人情報漏洩、ワクチン誤接種等がありました。



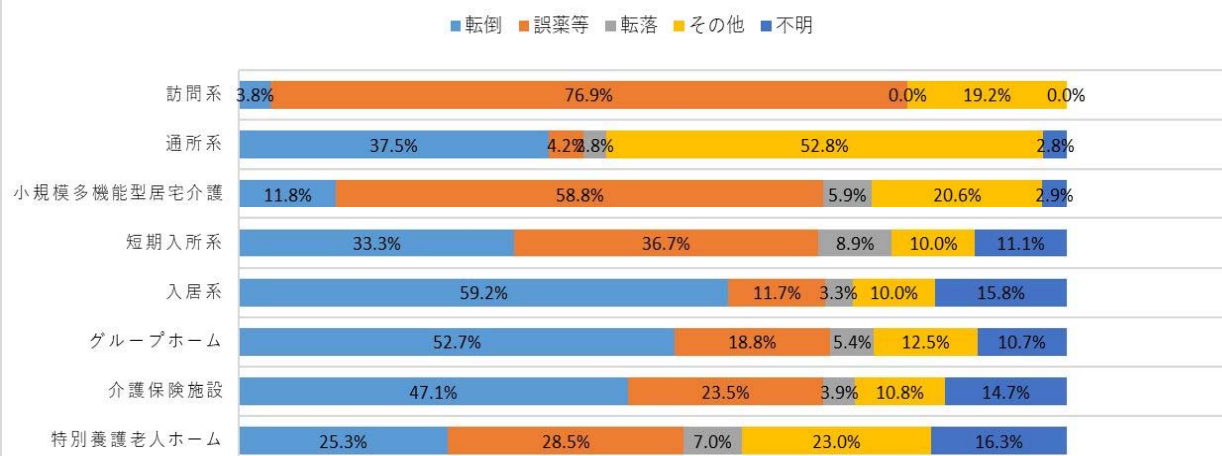
(2) サービス分類別発生件数

サービス分類(※)別の発生件数は以下のとおりです。介護に関わる時間が長い施設系サービスの事故件数が多くなっています。

サービス分類別に事故種別の割合を見ると、「転倒」事故が高い割合を占めている傾向にはありますが、サービス分類によっては「誤薬」の割合が高いところもあります。訪問系の事故は、ほとんどが「誤薬」によるものでした。

○サービス分類別1事業所あたりの発生件数			
サービス分類	事業所数	事故件数	1事業所あたり件数
訪問系	130	26	0.20
通所系	173	72	0.42
小規模多機能型居宅介護	16	34	2.13
短期入所系	35	90	2.57
入居系	37	120	3.24
グループホーム	31	112	3.61
介護保険施設	11	102	9.27
特別養護老人ホーム	31	344	11.10
合計	464	900	1.94

サービス分類別事故種類別発生割合



※サービス分類は届け出のあった施設等種別によって次のように分けています。

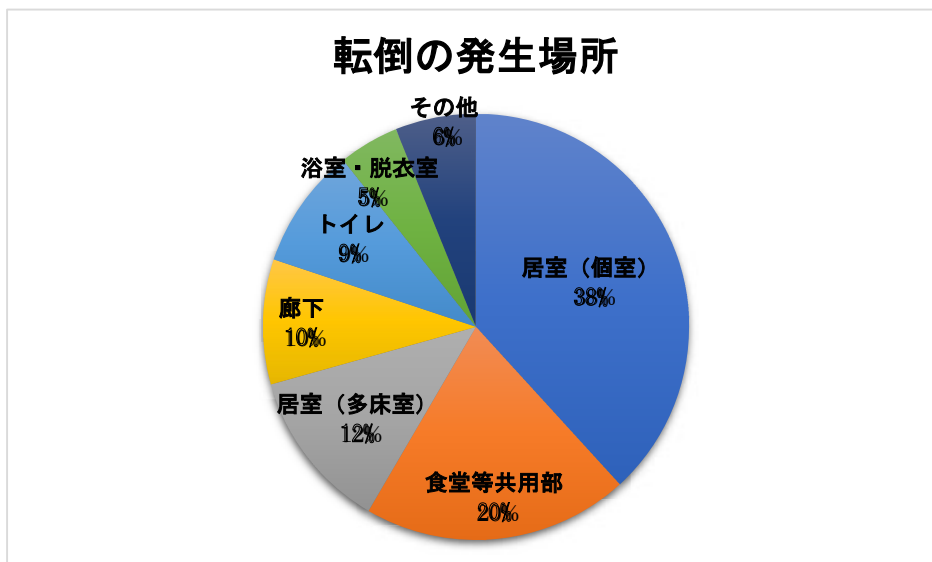
サービス分類	施設等種別
訪問系	居宅介護支援事業所、訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系	地域密着型通所介護、通所介護 通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護
短期入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護
入居系	軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 地密特定施設(有料老人ホーム)、特定施設(有料該当のサ高住) 特定施設(有料老人ホーム)、養護老人ホーム
グループホーム	認知症対応型共同生活介護
介護保険施設	介護医療院、介護老人保健施設
特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設

2 個別事項

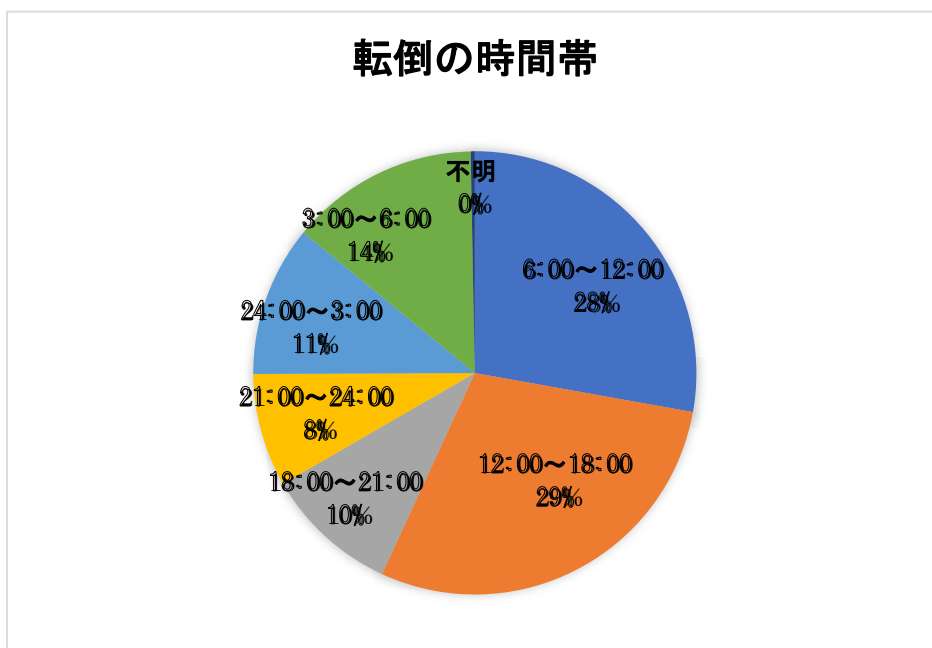
事故報告の中でも特に多い「転倒」と「誤薬」（与薬もれ含む）、状態として多い「骨折」に関して下記のとおり集計しました。

(1) 転倒事故

転倒の場所は「居室」での転倒が全体の半分以上を占めています。介助中に支えきれず転倒するケースなど職員が関与している事故のほかに、利用者が一人で移動・歩行している時に転倒している事故が多く報告されています。

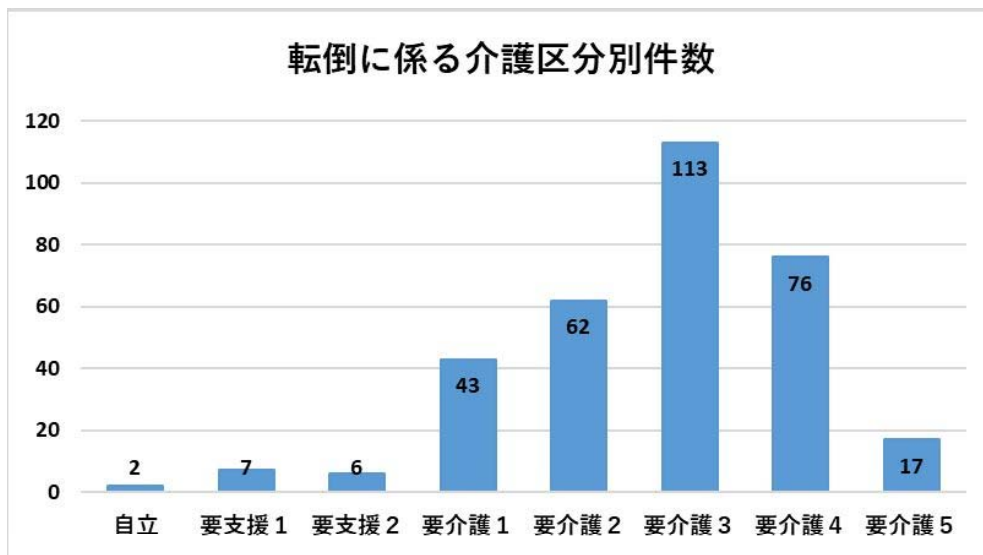


時間帯別では日中の活動時間帯の転倒が多いことが分かりますが、「21時から6時」の夜間の時間帯の転倒も全体の1/4以上を占め、夜間に何かしらの行動があり、転倒につながっています。夜間に起きた事故の多くは、「ベッドから立ち上がる際に転んだ」や「トイレに向かう際にバランスを崩した」といった事故でした。



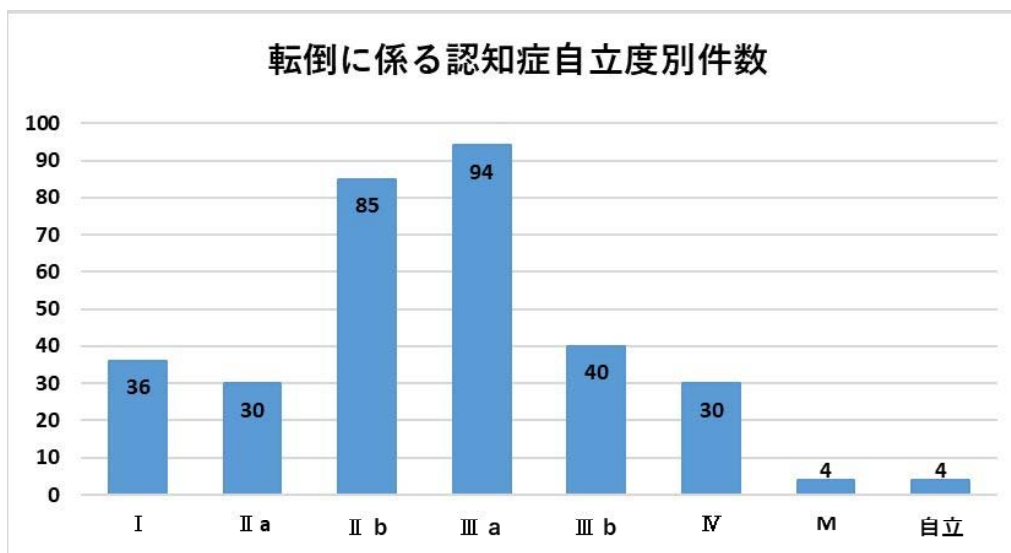
介護区分別では「要介護3」が最も多く、次いで「要介護4」が多くなっています。

また、「要介護2～4」の割合が全体の3/4を占めています。



n = 327
(職員の事故1件除く)

認知症自立度別では「Ⅱb」と「Ⅲa」の状態の人に転倒が多く発生しています。

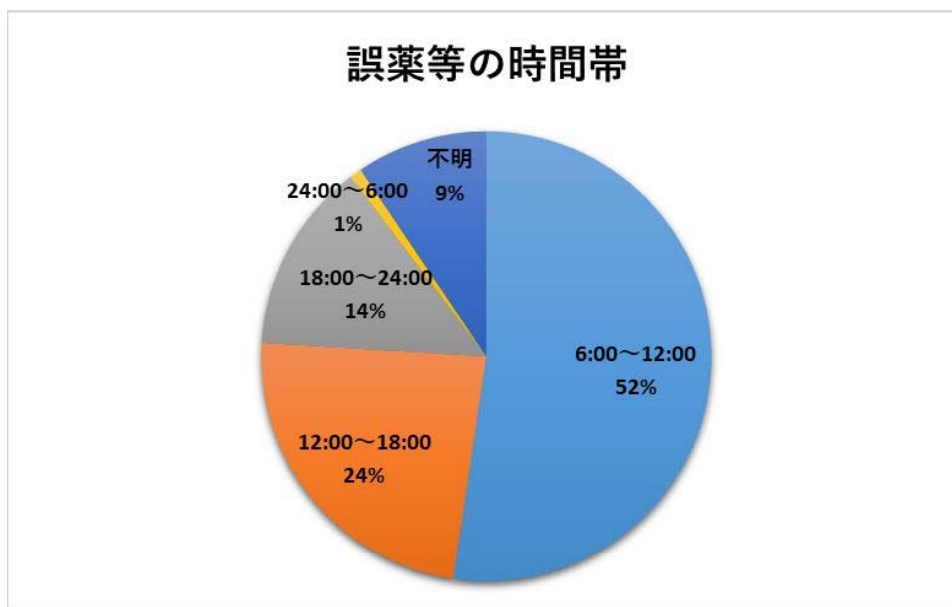


n = 323
(職員の事故1件、不明3件除く)

(2) 誤薬等の事故

誤薬や与薬もれは職員の介助によることが大半であるため、日中の時間帯に多く発生していますが、落ちていた薬の発見など、時間帯（状況や原因も）が不明な与薬もれも9%発生しています。

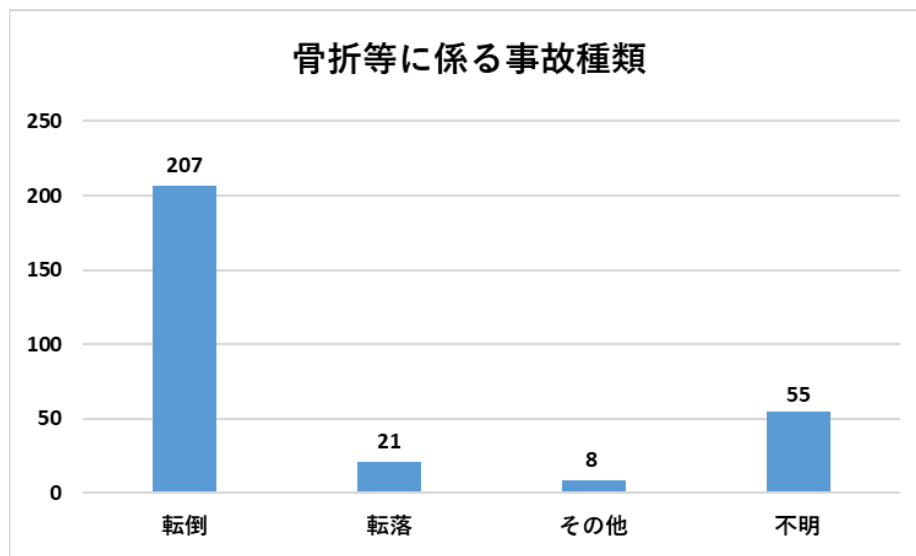
誤薬では、他者の薬を内服してしまったケースや、薬のセットを誤ってしまったケースなど職員の確認不足による事故が多くみられました。



(3) 原因不明な骨折

骨折（疑いも含む）事故では転倒が主な原因となっていますが、原因が不明な骨折も多く報告されています。

原因が不明な骨折は、本人が痛みを訴えたことから分かった骨折の他に、介助中の観察により内出血等が発見され受診に至ったケースなどがありました。



n = 291

介護相談員派遣事業について

～令和5年度の活動について～

- ・ 1か所の施設（事業所等）について月2回程度の頻回訪問を通年で行います。
- ・ 令和5年度は27～54か所の施設（事業所等）を訪問先として選定して活動します。
- ・ 令和3年度から介護保険サービス提供以外の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も介護相談員派遣先の対象施設としています。

※令和4年度から新型コロナウイルス感染状況に配慮しながら対面での訪問を再開しています。

～介護相談員だより～

令和4年度の訪問状況をまとめましたので、別紙の介護相談員だよりを御覧ください。

事業内容については以下をご確認ください。

1. 介護相談員派遣事業とは

長岡市に登録された介護相談員が、利用者の疑問や不満、不安を受けつけ、サービス提供事業所や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目指すものです。

◆実施年度 平成13年度から実施

◆実施方法

- ・ 介護相談員が2人1組又は1人で定期的に訪問し、利用者の声を聞きます。
- ・ 訪問時、施設・事業所職員に同行の必要はありません。
- ・ 事業所内での活動時間は1時間～2時間程度です。
- ・ 利用者との面談後、会話や相談内容等を担当者の方に伝達します。（10分程度）
- ・ 後日事務局を通じ、書面で実施内容等を報告します。

◆訪問件数 27～54施設（事業所等）×2回×12月

◆派遣受入先施設・事業所の声（介護相談員活動調査より）

介護相談員の指摘や提案を受けて、「改善への取り組み姿勢が強くなった」「個別の要望にも丁寧に対応できる」といった事業所の変化が報告されています。

また介護相談員の活動によって、「職員がケアに対し自覚と自信をもつ」「利用者の孤独感の解消、精神的なサポートに役立つ」という効果も注目されています。

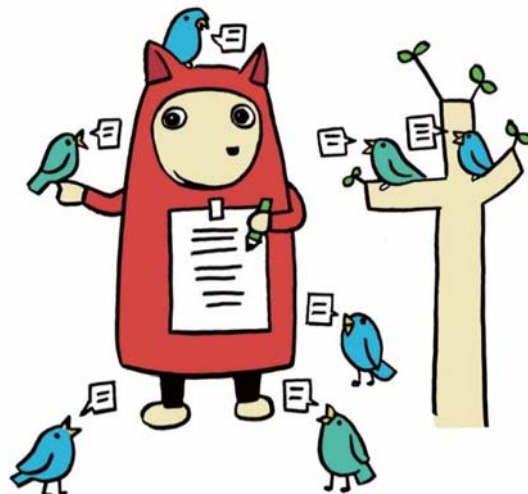
2. 介護相談員の役割

- ◆サービス利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質の向上と適正化に貢献します。
- ◆トラブル・苦情に至る事態を未然に防ぎ、改善の途を探るほか、問題提起・提案

解決型の働きかけにより、利用者の権利擁護を手助けする等、介護相談員には次のような役割を課しています。

- ①介護サービス利用者等の疑問や不満、不安解消に向けた支援
- ②介護サービス利用者の孤独感の解消等の精神的なサポート
- ③認知症の理解促進、認知症高齢者とその家族への支援
- ④介護サービス利用者の権利擁護支援
 - ・身体拘束の抑止と廃止への助言や支援
 - ・虐待の抑止と早期発見
- ⑤介護サービスの質的な向上
- ⑥介護サービス適正化の推進
- ⑦介護保険制度等の情報提供と普及啓発
- ⑧地域包括支援センターとの連携

など



3. 介護相談員はこんな活動をしています

まず、利用者から苦情や不満をよく聞いたのち、

- 単なる行き違いや情報不足によるものか
- 個人の好き嫌いによる要望なのか
- 介護の質に関わるものなのか
- 虐待・詐取などにあたるのか など事実確認を経てみきわめます。

そのうえで本人への助言や事業者側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案をします。

また、行政機関の関与が必要な場合は、市の事務局を通じて適切な対応策をとります。

疑問や不満を話せる介護相談員の存在は、利用者に安心感をもたらします。

『介護相談員ってどんな人？』

一定水準以上の「養成研修」「現任研修」を受講し、

- ・介護保険制度を基本から学んでいます。
- ・施設サービス、居宅サービスを理解しています。
- ・コミュニケーションの技法を習得しています。
- ・認知症の人とのコミュニケーションについても学んでいます。
- ・高齢者の心身の変化を理解しています。
- ・身体拘束の廃止、高齢者虐待の早期発見・予防の手法を学んでいます。
- ・成年後見制度を学んでいます。



『認知症の人の話も上手に聞ける？』

介護相談員は研修を通じて認知症の人への基本的な知識と対応コミュニケーション技法などを学んでいます。

世間話をしたり、一緒に時間を過ごしたりして信頼関係を築くなかで、本人になにか不安な気持ちがあつて行動にあらわれていないか、適切なケアがなされているかなどをみてとり、サービス提供者等と意見交換をしケアの改善に向けてのとり組みを支援することができます。

『サービス提供事業者のメリットは？』

施設など事業者にとって、介護相談員を通して利用者の日常の声を聞くことは、提供するサービスの改善点を探る重要な手がかりになり、サービスの質的な向上につながります。また「介護サービスの質の確保、透明性の確保等」において、介護相談員を受け入れることは「施設が開放的になるような取組みを行っている」として評価されます。

『個人情報が流出したらどうしよう？』

介護相談員とその事務局は「利用者のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない」と定められています。

相談内容によっては、問題解決を図るため、市、地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会等、福祉・医療関係の諸機関が利用者の情報を共有する必要性が生じます。

『えっ！車いすを押してもらえないの？』

介護相談員がやってはいけないこと

- ①活動上知り得た事柄を他人にもらさない。（守秘義務）
- ②サービス提供事業者の評価
- ③車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為
- ④利用者同士のトラブルの仲裁
- ⑤家族問題に関することへの介入



『声なき声を聞くのもしごと』

たとえ相談を受けていなくても、利用者との何気ない会話や介護相談員の気づきなどを通じて、問題や改善すべき点など必要に応じて施設・事業所へ橋渡しするのも介護相談員の役目です。

『身体拘束ゼロ・虐待防止の実現へ』

全国的には介護相談員の訪問で、虐待の早期発見・防止につながったケースや、施設と介護相談員が一緒になって身体拘束廃止に取り組んだ結果、身体拘束“ゼロ”の施設が数多くでています。

介護相談員の活動は、利用者の権利擁護や生活の質の向上に結びつきます。



4. 介護保険サービス提供事業者には介護相談員受け入れについて努力義務が定められて

います。

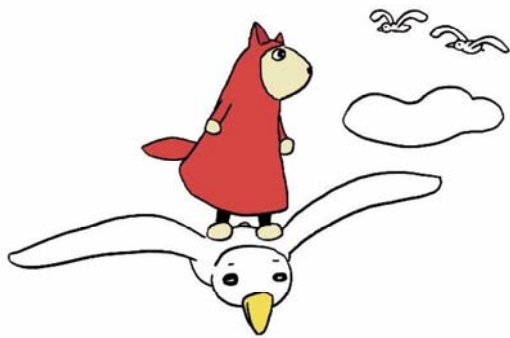
介護相談員派遣等事業は、地域支援事業（任意事業）のメニューの一つです。居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスでは指定基準（厚生労働省令）において、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることが義務づけられています。

介護保険のサービスに関する苦情は市または国民健康保険団体連合会（県で設置）が受けつけ、必要に応じて調査・指導にあたりますが、これはなんらかのトラブルが起きた際の事後処理が中心となります。介護相談員の活動目的は、苦情申し立てに至るほど問題が大きくならないうちに、解決を図ることにあります。

市は介護保険の保険者として、被保険者が適切にサービス利用できるようにその権利を守り生活を支援する必要がある、その責務の一環として事業を実施しています。

5. 訪問日の変更について

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症により、立ち入りが規制となっている場合は、訪問予定日の前日までに事務局へ連絡いただきますようお願いいたします。介護相談員派遣の中止・延期などの対応をさせていただきます。



担当：介護保険課 給付係
TEL：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278

介護相談員だより



介護相談のマスコットキャラクター
「くうちゃん」

令和5年3月
長岡市介護保険課

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で介護相談員の訪問活動を再開しました。

訪問した事業所の職員の皆さまから御配慮いただいたことで、対面での活動により2年ぶりに利用者の声を聞くことができました。

新型コロナウイルス禍では、感染対策等で大変なご苦勞をされている中、行事やレクリエーションを工夫し、少しずつ再開している施設もありました。

そして、利用者からは、何よりも職員への感謝の言葉を多く聞きました。

今回のたよりでは介護相談員活動での利用者の声、職員からの話、相談員が見たり感じたりしたことをお伝えします。

●内容について

利用者や職員から聞いた話や、相談員が見たり感じたりした施設内の様子をいくつかの視点に分けてまとめました。

(利用者)は利用者からお聞きした内容を記載しています。

(職員)は訪問した事業所等の職員からお聞きした内容を記載しています。

(相談員)は相談員が見た様子や感じたことを記載しています。

利用者の中には認知症等で話の内容が過去のことであったり、思い違いであることもあるかもしれませんが、そのままの声を記載しています。

発行：長岡市福祉保健部介護保険課

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

TEL:0258-39-2245

FAX:0258-39-2278

E: mail:kaigo@city.nagaoka.lg.jp

【設備や施設のこと】

(利用者)

- 安全のため、窓が左右に5センチしか開かず涼しい風が入らない。
- 風呂は大きくて浅い。肩まで浸かるには寝ないとだめだ。年寄り向けの風呂でない。
- 部屋から外の眺めはない。隣の建物が見えるのみなので緑が見たい。
- 施設に訪問販売があり、自分で見て買えるので嬉しい。
- ナースコールがベッドの反対側にあり手が届かない。

(職員)

- コロナ禍での面会を相談室のほか、車いすでも動きやすいように、広い会議室を使っている。
- 防災用収納庫は2階に設置し、定期的に備品の確認を行っている。
- カーテンレールの上には見守りカメラがあった。それについては本人が男性職員の夜間巡回を気にしているため、本人に説明したうえで設置している。

(相談員)

- 庭のあじさいの花が各テーブルに生けてあり、清涼感が感じられた。
- 各居室に施設名と各部屋番号が書かれたライフジャケット・ヘルメットが用意してあった。
- 廊下にエアコンからの水滴があり危険なため職員に伝えたところ、業者に見てもらっても直らないのでその都度拭いていると話があった。
- カレンダーには日付がわかるように大きな矢印が当日の日を示していた。日付がはっきりと確認できる工夫がしてあった。
- 居室内は整理整頓され、洗面台には歯ブラシ、舌ブラシ、髭剃り機が充電中であつた。保清ケアが行き届いていた。

【職員のこと】

(利用者)

- 職員から朝昼晩と足に薬を塗ってもらっている。優しい職員も多いが、中にはそくさと薬を塗っていく職員もいる。
- ここの職員は心がない。年寄りを一山いくらで扱っていて、「じじい、ばばあ。」と悪い言葉で言われる。相手が認知症であっても、言うてはいけないことは心得ている。

- 職員が毎日声をかけてきて「困ったことはないですか。一日元気で行きましょう。」とハイタッチをしてくれる。
- 利用者のことを考え、やさしく思いやりのある職員もいる。中には、口調が強い職員もいる。人手が足りないせいだと思っている。
- 女性の職員の方が感情が態度に出ているようだ。職員不足のせいか、職員の返事などにゆとりがないようだ。
- 掃除のおじさんも話しかけてくれるし、皆さん良くしてくれて良い所だ。
- 他の入居者より言葉の暴力を受けている。今は言葉だけだが、いつか手が出るのではないかと不安でケアマネジャーにその旨を伝えたところ、共感がなく反論されて寂しかった。

(職員)

- コロナ以降、2ユニットの利用者同士の交流はないが、職員の間では何かあった時、対応できるように情報交換をしている。夜間勤務の時は、互いの安否確認のため定時連絡をしている。

(相談員)

- 「トイレに行くときは、コールボタンを押してください。」とベッドに張り紙が貼ってあり、細やかな配慮が感じられた。
- 飲み終えた茶碗を返しに行く利用者に「これだけの往復では足が弱る。」と職員が声掛けをして一緒に歩行練習をしていた。
- 人工透析を受けている利用者の体調がすぐれないことから、食べられるもの、飲み物などを職員が気を使って、用意をしていた。



【介護のこと】

(利用者)

- 車椅子の使い方を教えて欲しい。(職員から、車椅子の走行とブレーキ操作について伝えていたと話があった。)
- 洗髪の仕方が人によって違い、強すぎることもある。
- 居室のテレビの位置が離れているのでよく見えない。
- サ高住に入ったが、思っていたサービスがない。リハビリが出来る所へ行きたい。
- たたみ物や食器拭き、モップ掛けなど、出来ることがあって張り合いがある。
- 市政だよりが読みたい。
- 夜間に利用者ひとりが騒いで大変だった。寝不足になった。夜勤の職員を増やせたらいいと思う。

- サ高住で受けたいサービスは有料だった。介護保険内でおさめたいのできらめた。早く知りたかった。
- 耳が遠いからこの席ではテレビの音が聞こえない。他の人と話もできない。(職員に伝えたところ、席替えをしてくれた。他の利用者と会話したり、テレビの音も聞こえるようになった。)
- ここではコールを押すとすぐに人が来てくれるので安心している。
- 便意をもよおし、コールを押してトイレへ連れて行ってもらったが、職員が来るのが遅くて紙パンツの中にしてしまい、怒られてしまった。
- トイレでの排便に時間がかかり、介助する職員から急がされる。ゆとりが欲しい。
- おむつ交換の時、職員から「たくさん出たね。」と言われると申し訳ないと思ってしまう。
- 日中はひとりで車椅子に乗って移動している。夜間はコールをしてトイレに連れて行ってもらっている。
- おむつが気持ち悪く、コールばかり押しすぎてしまい、職員から「あんたばかり見てられない。あんたより先に見る人がいる。」と言われた。
- 7時間おきにおむつ交換をしてもらっている。品質の良いパットだが気持ちが悪い。

(職員)

- 利用者が水分を多く摂取し夜間多尿となり、トイレ頻回、転倒の危険があるため、水分量を控えるようにしている。(利用者はもっとお茶を飲みたいと希望している。)
- 皮膚がカサカサすると体の痒みにつながり辛くなるので少しでも水分を取ってもらい、喉の渇きや皮膚の乾燥を防ぐようにしている。(カップに量やとろみについての注意書きがあった。)

(相談員)

- ベッドの位置やサイドレールカバー、マットなどの工夫により、身体拘束予防、安心安全な環境作りをしていた。
- 耳が聞こえない等でコミュニケーションがとりづらく、他の利用者とトラブルがあり、一人用のテーブルで過ごしている。
- 職員が利用者の介助ひとつひとつに笑顔で声かけを行い、安心できる対応をしていた。
- 飲み物を飲んでいる時、量が減って飲みにくそうにしていると、飲みやすいように浅いカップに入れ替えてくれた。

【レクリエーションのこと】

(利用者)

- 誕生日のお祝いをしてもらった。敬老会のお祝いもあった。家にいるよりずっと良い。喜んでいる。
- 外の空気を吸いに玄関前に皆で出た。外の空気は気持ちが良い。
- 運動会があった。玉投げなど職員が一生懸命にしてくれた。楽しかった。
- 車で悠久山のお城を見に行った。出かけられるようになって良かった。
- 花が好きなのでヒヤシンスの球根を水耕栽培する催しは良かった。根が伸びて成長するのが楽しみだ。
- ゲームも色々あるが自分たちの世代に馴染みのある麻雀を仲間と楽しんでいる。花札も良い。
- 皆でちまきを作った。作業が懐かしくて楽しかった。
- 職員が行事などに誘ってくれる。部屋から出る良いきっかけになっている。
- 手芸作品作りが楽しみだ。鯉のぼりのはり絵を作った。
- 流しそうめんがあった。長い竹からそうめんを取って食べるのはおもしろかった。
- 車窓からだが桜を見に連れて行ってもらった。ついでに以前住んでいた自宅を見せてもらえて嬉しかった。
- 外に出かけられない私たちのために、職員が高田の桜などの写真を大きくして見せてくれた。
- 元気な時は家でたくわん漬けをしていた。施設でも職員と一緒にたくわんを漬けて、美味しいものが出来た。
- 天気の良い日にドライブに行った。外は気持ち良かった。
- 今日はおはぎを作った。おやつで頂けるそうだ。色々出来て楽しみだ。
- 紅葉を見に連れて行ってもらった。青空と紅葉がきれいだった。
- さつま芋で芋餅を作った。つぶしたり丸めたりして楽しかった。
- チューリップの花が咲くのが楽しみだ。(チューリップの球根を植えた写真が飾ってあった。)
- 輪になって風船バレーをした。楽しい。ついつい頑張ってしまう。
- 定期的な集団リハビリがあり、ボーリングや簡単な踊り、歌、季節に合ったレクリエーションをしてくれる。
- ここは毎月行事があって楽しい。今月は園庭で職員が花火を上げてくれた。こんなに近くで見られてとてもきれいで感激した。
- ドライブに行きソフトクリームを食べた。
- 施設で花火大会が計画されている。



(職員)

- 「海を見たい。」という利用者の声があり、当日体調の良い利用者連れて行った。
- 梅シロップを皆で作った。
- コロナ禍なので、ユニットごとのレクリエーションを実施している。
- 外に出て、周りの景色を眺める機会を作っている。
- コロナ禍の外出制限中、天気の良い時は少人数で散歩をした。
- 敬老会や月ごとの誕生会を行っている。和菓子を出し、プレゼントを渡してお祝いしている。
- 文化祭の作品作りを行っている。利用者ができないことで自信を失わないよう、サポートしながら完成を目指している。
- 長岡まつりのカウントダウンの壁面創作やデイサービス利用者の出展作品を飾り、生活に楽しみが持てるように工夫した。

(相談員)

- ラジオ体操の時、職員は利用者にあったスタイル(立ってする方、座ってする方、足を上げられない方には手の運動。)で勤めていた。
- ホールには、手芸作品、ハロウィンの折り紙の壁面創作など、季節感のある飾りつけがしてあった。「きれいで良いね。よくできているね。」と利用者から声があった。



～訪問先の壁面飾り、毎月変わります～

【食事のこと】

(利用者)

- 魚は魚そのものの味がしない。塩焼きが良い。
- 栄養士は工夫をして調理をしていることは分かるが手をかけすぎないで欲しい。素朴な味が欲しい。
- トマトやキュウリなどの生の野菜が食べたい。
- 昔ながらのおかずが食べたい。例えば煮菜など。
- 肉が固い。野菜は筋がある時がある。

- そうめんは食べやすいように切ってくれるが、口から麺がこぼれる。白いご飯が一番だ。
- 喉が渴いているのでお茶は2杯飲む。(お替りを頼みやすい環境だった。)
- コロナになって喫茶コーナーが無くなり残念だ。
- 施設の食事はメニューが決まり同じ味がして飽きる。
- 買い物の時に好きなものを買って食べている。
- 形のないミキサー食で何を食べているか分からないが隣の人が「これだよ。」と教えてくれる。
- 歯がない。硬いものは食べられない。同じおかずでも硬い時と柔らかい時がある。毎日同じように柔らかくして欲しい。
- 歯は神経を抜いているので痛みはないが硬い物は食べられない。栄養士が工夫してくれるので食べられる。
- 硬いものが食べられず、野菜は前歯で噛んで汁を吸っている。家ではリンゴを煮たり、ミキサーにかけて食べていた。今は、ここでの生活に従っている。
- おはぎを作った。きな粉とあんこを2個食べた。
- 食事は全体的に薄味で、しょうゆ、ソース、かつお節など持参して食べている。
- 一番食べたいものは刺身だ。
- たまに梨は出るがぶどうは出たことがない。果物が少ない。
- 栗ご飯や豚汁など、季節のものが出来て嬉しい。
- 何も無い生活の中で食事が一番の楽しみだ。肉や魚をもっと出して欲しい。
- アンケートに「肉料理が少ない。野菜炒めに少しでも良いから肉を出してほしい。」と要望したが牛肉はもとより豚肉も出ない。
- メンチカツなどボリュームがあるものを食べたい。
- 土用の丑の日はウナギを食べた。家族へ電話をしたら「いいね。」と言われた。
- おやつで柿が出た。美味しかった。缶詰の果物より、生の果物が嬉しい。
- ずっと我慢していたが、お粥からご飯に替えてもらった。噛むことは頭の働きにも大事なことだ。これからは我慢しないで思ったことを言葉にしてみようと思う。
- 鮭が食べられず残している。又、歯の調子が悪く、食べやすく刻んである漬物も残してしまう。
- 食事に困ることなく、どれも美味しいので残さず食べている。
- 食事が美味しい。特に米が美味しい。
- ここは費用が安い。だからなのか、食事が良くない。ご飯が冷たい時もある。
- 夕食は4時半で早すぎると感じて、少し遅く行ったら時間を守るように言われた。
- 夕食の時間が早い。実際は食べないが、夜食用にカップラーメンを置いている。
- 夕食の時間が早いから、職員に交渉して5時にしてもらった。10分くらいで食べ終わる。職員が手薄だから仕方がない。
- いろいろなものを出してくれるがメニューで分からないものがある。ナムルって何ですか？

(職員)

- コロナ禍でも感染予防をしてドライブに行き、行楽弁当を食べて頂いた。
- 七夕特別メニューで星形ゼリー三種といなり寿司を出した。
- 便秘予防にプルーンを出している。

【その他】

(利用者)

- リハビリは一人では難しいが、一緒にする仲間がいるのでよい。
- 老化予防には歩くことが一番だと思う。
- 買い物やデイサービスを利用している。外出のない時は将棋を指したり、自由に過ごしている。
- 介護相談員と話が出来て良かった。また来て欲しい。
- 長く続けてきた俳句をここでも続けている。ラジオ深夜便の本も続けて読んでいる。
- 何もせず部屋に閉じこもってばかりでは頭が変になってしまう。食事の時には少しの会話はある。施設は食べさせて寝かせておだけだ。
- 介護相談員は話を聞いたら、しっかり市や国に伝えてほしい。
- 家族が会いに来てくれるので安心している。
- 手先を動かすのは頭にいいから、思いついた時に居室でピアノを弾くようにしている。
- 会話ができる人がまわりにいないから、1日中誰とも話さない日がある。

最後に…

介護相談員の活動は高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指した取り組みです。

定期的に月に2回訪問することで顔なじみになり、そのつど前回には聞けなかった話をしてくれるようになりました。

「待っていた。」「話ができうれしい。」「聞いてもらえて気持ちがさっぱりした。」と、介護相談員との会話を楽しみに待っている利用者も増え、表情も明るく変化し、少しずつ受け入れてもらえていることを実感しています。

これからも多くの利用者の話を聞き、利用者事業所の橋渡し役として活動していきます。



介護保険負担限度額認定制度について

介護保険負担限度額認定には、認定要件及び留意点の内容を御確認いただき、適切な取り扱いをお願いします。

○認定要件（以下の全てを満たす必要があります。）

- ・世帯員全員が市民税非課税であること
- ・配偶者（別世帯の配偶者も含む）が市民税非課税であること
- ・預貯金が利用者負担段階別に定められた金額以下であること

第1段階：単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円

第2段階：単身 650 万円、夫婦 1,650 万円

第3段階①：単身 550 万円、夫婦 1,550 万円

第3段階②：単身 500 万円、夫婦 1,500 万円

※第2号被保険者については段階に関係なく、単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下であること

※利用者負担段階は次ページを確認ください。

【負担限度額認定申請する際の留意点】

- ・令和4年6月から介護保険負担限度額認定申請書様式を変更しました。申請者には最新の様式を渡してください。
- ・被保険者とその配偶者名義の預貯金等について、全て申告する必要があります。※年金が振り込まれる通帳のみではありません。
- ・普通預金の履歴を確認し、定期預金利息や定期積金等の記載がある場合は、定期預金や定期積金の通帳・証書等の写しを必ず添付してください。
- ・成年後見人、保佐人及び補助人が申請する場合は、登記事項証明書等の被保険者の成年後見人等であることがわかる書類を持参してください。
- ・事業所や介護支援専門員からの勧めで申請したにもかかわらず、認定要件を満たさない方からの申請が増えています。制度内容を周知したうえで、申請するよう説明をお願いします。

○利用者負担段階

利用者負担段階		居 住 費				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護受給者 ・世帯の全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2 段階	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3 段階 ①	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3 段階 ②	・世帯の全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

担当：介護保険課 給付係
TEL：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278

住宅改修費・福祉用具購入費申請等に 係る留意点について

住宅改修費等の申請を行う際は、添付書類の不足・不備により、事前確認や支給決定に時間を要することがないように、以下の事項を確認のうえ、適切な書類の提出をお願いします。

※留意点については必ず確認してください。

1 住宅改修の対象工事

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消 : 床のかさ上げ工事、スロープの取付け、浴槽の交換工事等
- ・床材の変更 : フローリングへの変更工事、屋外コンクリート舗装工事等
- ・扉の取替え : 引き戸等への取替え、ドアノブの交換等
- ・便器の取替え : 和式便器から洋式便器への変更等

2 住宅改修費事前確認申請 ～工事を始める前に～

(1) 提出物

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前確認申請書
- ・理由書
- ・工事見積書（材料費、施工費、諸経費等を分けて記載）
- ・対象箇所の写真（施工箇所全体が写っているもので撮影日のわかるもの）
- ・住宅改修承諾書 ※住宅の所有者が被保険者以外にいる場合

(2) 留意点

- ・様式は必ず最新のもの（長岡市ホームページに掲載）を使用してください。
- ・必ず介護保険被保険者証（認定申請中の場合は医療保険証等）により氏名及び住所を確認し、記載内容のとおり申請書へ記入してください。また、その住所が施工する住宅住所と一致していることを確認してください。
- ・要介護認定（新規・区分変更）申請中または入院中の場合は事前確認申請の提出は可能ですが、受領委任払ができません。また、認定結果が自立または退院の目途が立たない場合は給付ができず実費になる可能性がありますので、あらかじめ本人や家族とよく相談してください。
- ・見積内訳には単価と数量の記載をし、単価×数量の計算に誤りがないか必ず確認してください。
- ・写真は明るさや角度等、施行前の状況がはっきりわかるように撮影、印刷をしてください。
- ・写真には手すりや踏み台等の設置位置を線等で示してください。（太い線を使わず、枠線で囲う場合も現状を把握できるように、塗りつぶさないようにしてくだ

さい。)

- ・段差の解消（踏み台、スロープ取り付け工事等）、床材の変更（屋外コンクリート舗装工事等）の場合、被保険者に必要な動線幅のみが対象です。施工範囲を確認し、そのうちの必要幅及びその必要幅の判断理由を理由書等に明記してください。
- ・事前確認の審査期間は概ね1週間から10日です。着工までの期間に余裕を持って事前確認申請をしてください。
- ・工事が給付の対象になるか判断に迷う場合は必ず事前に相談してください。なお、窓口に来庁される場合は、事前に介護保険課給付係に連絡をしてください。

※事前確認を受けずに施工した場合や事前確認を受けた内容と工事内容や施行場所が変更になった場合は給付ができません。工事中に内容に変更が生じる際は、工事をいったん中止し、直ちに介護保険課給付係に連絡してください。（部材等の軽微な変更以外は改めて事前確認申請により審査が必要です。）

3 住宅改修費支給申請 ～工事が終わった後に～

(1) 提出物

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ・領収書原本
（申請書の審査後、支給決定通知書とあわせて被保険者に返却します）
- ・請求書の写し（工事内容の内訳がわかるもの）
- ・施工箇所の写真（事前確認申請の際に提出した写真と同じ箇所）

(2) 留意点

- ・支給申請書の被保険者番号、氏名、住所等は必ず介護保険被保険者証を確認し、記載内容のとおりに入力してください。★
- ・振込み先の口座情報は、必ずふりがな、口座番号等に誤りがないかを確認してください。金融機関名及び支店名は最新の情報を記載してください。★
- ・要介護認定（新規・更新・区分変更）申請中の方については、支給に係る対象期間の認定が確定してから申請書等を提出してください。★
- ・入院中の方については、退院してから申請書等を提出してください。また、退院日を支給申請書余白に記載してください。
- ・支給申請書の「改修費用」には工事費用の総額を記入してください。
- ・申請者欄、受領委任状の委任者欄は、被保険者の住所、氏名を記入してください。（申請書提出時に死亡された場合は親族が申請者となります。★）
- ・受領委任状の受任者欄及び口座欄は、受領委任の届出のとおりに施工業者の住所、事業所名、役職名、代表者名及び口座内容を記入してください。
- ・材料の軽微な変更（例：ブラケットの数量変更等）があった場合は、内訳書に

変更内容がわかるように記載してください。(使用しなかった場合は内容を残し金額は0円)

※★マークの内容については、福祉用具購入費支給申請時にも共通する留意点です。

4 福祉用具購入費支給申請

(1) 提出物

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・ 領収書原本
(申請書の審査後、支給決定通知書とあわせて被保険者に返却します)
- ・ 福祉用具のパンフレット
- ・ 利用者の状態像を確認できる文書（特殊尿器（便を吸引できるもの）を購入する場合のみ）

(2) 留意点

- ・ 領収書記載の領収日が基準日として審査を行います。領収日時点で被保険者が入院し、その後在宅へ戻らなかった場合や亡くなった場合は給付対象外となりますので、注意してください。

担当：介護保険課 給付係

TEL：0258-39-2245

FAX：0258-39-2278

令和4年度 介護給付適正化事業について

ケアプラン点検をはじめ、実態に即したサービス提供であるか等の確認を行いました。

真に必要とする過不足のないサービスの適正な提供と、持続可能な介護保険制度の構築のため、今後も介護給付適正化事業の取組を継続していきますので、下記の実施結果を確認いただき、ご理解とご協力をお願いします。

1 ケアプランの点検

◆目的

介護支援専門員の資質向上と利用者の自立を促す適切なケアプランにより給付が実施されることを支援する。

◆実施内容

ケアプラン帳票提出及び居宅介護支援事業所への訪問、面談、書面による協働点検等

◆実施件数

9事業所（市内7事業所 市外2事業所）

利用者 66名分

◆点検結果による主な通知事項

- ・利用者それぞれに生活スタイルは違います。生活が不活発になっていないか、特定のサービス利用が中心で他に必要なサービス利用を妨げていないか等モニタリングで検証していくことも必要と考えます。また、趣味や楽しみなど利用者の「生きがい・意欲」にも着目し、その人らしい具体的な取り組みもプランに反映できるように工夫してみてください。併せて、生活の中に「喜び・嬉しさ・幸福感」等も見いだせる支援もチームで検討してみてください。
- ・一連のケアマネジメントに必要な帳票一つひとつに意義があり、関連しあってケアプラン作成につながります。帳票の持つ意義と、PDCAサイクルの視点に基づくケアマネジメントに係る基本かつ重要性を確認することで、介護支援専門員としての専門的知見がより一層培われます。
「介護保険最新情報Vol.958、1049」を活用してください
- ・福祉用具貸与は自宅で利用することが大前提です。長期的にショートステイを利用し、1か月間居宅に戻らない場合に福祉用具貸与費を算定するのは不適切です。サービス提供を行う上で必要な福祉用具は施設が設備備品として用意するものとされ、その費用は介護報酬に含まれており、利用者が二重に福祉用具に係る費用を負担することがないように注意してください。
- ・介護老人保健施設への入所が歴月の半数を超えているにもかかわらず、福祉用具貸与費を1か月分算定し、サービス事業所の過誤となった事例がありました。
- ・ケアプラン点検における協働点検や結果通知の内容は、介護支援専門員としての日頃ケアマネジメントの振り返りや、事業所内研修等に活かすことで、今後も利用者が人生に誇りをもって、尊厳あるその人らしい生活を送ることができるような支援を継続してください。

2 縦覧点検・医療情報との突合

◆目的

国保連合会へ委託し、連携及び情報共有を行うことにより、効率的に過誤調整の勧奨並びに適正な報酬算定について周知をはかる。

◆実施内容

介護サービス事業所へ送付された「各確認兼介護給付費過誤申立書」（国保連合会への委託）の受付管理と内容確認

【委託分】

- ・縦覧点検 …複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供ようされたサービスの整合性の点検
- ・医療情報との突合…入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無を確認

【管理件数（委託分）】

- ・縦覧点検 9,533件
- ・医療突合 163件（見込み）

※国保連合会から「各確認兼介護給付費過誤申立書」が送付された際は、同封されている「各確認兼介護給付費過誤申立書に関するご案内」（別紙）を確認し、過誤の有無にかかわらず、必ず保険者へ提出してください。

【注意事項】

短期入所生活介護の連続30日越えの確認については、自費請求をした日付を必ず記載してください。

3 住宅改修の点検

◆目的

適正な施工を促進するため、提出書類や写真だけでは現状が把握しにくいケース等を対象に現地確認を行う。

◆実施内容

工事施工前もしくは施工後に利用者宅を訪問し、住宅改修の必要性及び効果、施工状況が適正であるか等の確認

◆実施件数

2件（見込み）

◆実施結果

<施行前>

- ・引き戸が開閉困難な原因の確認
※老朽化が原因の場合は保険給付対象外
- ・施工箇所の素材変更による安全性の確認

<施行後>

- ・引き戸のガラス箇所の素材変更による軽量化の安全面と強度の確認
- ・浴室洗い場の床材、施工状況と安全面の確認

4 福祉用具購入・貸与（軽度者に係る福祉用具）の点検

◆目的

福祉用具の必要性の判断が明確であるか、居宅において使用される用具であるか等を確認

◆実施内容

提出書類やサービス利用状況からの必要性を確認し、必要に応じて事業所等へ聞き取りを行う。

◆実施結果

全件について書類確認等を行う。

※ 令和4年8月に「軽度者に係る福祉用具貸与の算定に関する届出書」「担当医診断書」の様式を変更しましたので、新様式で提出してください。

担当：介護保険課 給付係

TEL：0258-39-2245

FAX：0258-39-2278

「各確認 兼 介護給付費過誤申立書」に関するご案内

過去に本会に提出した請求明細書に対し、請求内容に誤りのある可能性があるものについて、貴事業所にてご確認いただくために送付しております。

請求が適正であったかどうかを確認し、確認結果を記入したら、保険者へ送付してください。（請求内容が適正か否かに関わらず必ず送付してください）

請求内容に誤りがあったものは過誤の取り下げが必要となりますが、この“～過誤申立書”の「承認欄」に押印していただくことで取り下げが行えます。

過誤の取り下げが行われたものについては、後日本会より「介護給付費過誤決定通知書」が送付されますので、再請求が必要な場合は正しい内容に修正した請求明細書を再提出してください。

確認のポイント

《医療給付情報突合結果確認》

- 入院中には算定できない介護サービスを算定していないか。
- 在宅時医学総合管理料などの“介護サービスを同時に算定できない特定の管理料や指導料”を医療側で算定している者に対して介護サービスを算定していないか。

《居宅介護支援請求におけるサービス実施状況確認》

- サービス事業所で介護サービスが実施されていないにも関わらず、支援事業所でサービス計画費を算定していないか。

《算定期間回数制限確認》

- 制限回数／日数を超えて介護サービスを算定していないか。
- 算定可能期間を超えて初期加算や連携加算などを算定していないか。

《重複請求確認》

- 他の事業所とは同時に算定できない介護サービスを算定していないか。
- 日割りで介護サービスを算定すべきところを月包括で算定していないか。
- 施設入所中など“介護サービスを算定できない状態の者”に対して算定していないか。

《単独請求明細書における準受付審査確認》

- 入所日や退所日から起算して算定可能な期間または算定可能な回数／日数を超えて介護サービスを算定していないか。

確認結果の記入方法

請求内容が適正である場合 → 「請求正当理由等欄」に適正な理由を記載する

詳細情報			チェック欄	申立理由コード	申立理由	承認
事業所名称	現物/償還	給付単位数		請求正当理由等		
			✓	4042	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ	
				サービス事業所が返戻後に再請求忘れ		

※サービス提供票や利用票などの資料は添付しないでください。
 ※枠内に入りきらない場合は“下記に記載”とし、余白に記載。

請求内容に誤りがある場合 → 「承認欄」に押印する

詳細情報			チェック欄	申立理由コード	申立理由	承認
事業所名称	現物/償還	給付単位数		請求正当理由等		
			✓	4042	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ	押印

※判子は担当者または責任者のものを使う。
 ※過誤の取り下げを行わないものについては押印しない。

「各確認 兼 介護給付費過誤申立書」を保険者へ送る

確認結果を記入したら申立書に記載してある保険者へ送付してください。（本会や記載とは異なる保険者に送付しないようご注意ください）

送付先の住所や部署が不明な場合は本会ホームページをご覧ください。

★本会ホームページ掲載場所（ <http://niigata-kokuho.or.jp> ）

トップページ → 介護保険事業所等の皆様へ → 介護給付適正化関連

≪本申立書は、介護サービスを提供する事業所等の皆様のご協力により、介護サービスを必要とする被保険者への適正なサービス提供に結び付きますのでご理解お願いいたします。≫

特別養護老人ホームにおける特例入所者の取扱いについて

特別養護老人ホームに、要介護1又は2で入所するには、事前に長岡市（保険者市町村）への意見照会が必要です。下記事項と「長岡市特例入所者の取扱い」を確認し、公平な入所判断と適切な意見照会を行ってください。

※「長岡市特例入所者の取扱いについて」及び関連様式は[長岡市ホームページからダウンロード](#)ができます。

（長岡市ホームページ>総合メニュー>Qくらしの場面から探す「高齢者・介護」>介護事業者等向けの情報>特別養護老人ホーム特例入所者の取扱い）

※様式を令和5年度から別紙のとおり変更しましたので、ご注意ください。

※特例入所関係書類には、個人情報が含まれるため、ファックス、Eメールでの提出は御遠慮ください。

<参考：入所後に要介護1、2になった場合の意見照会>

平成27年4月以降に要介護3以上で入所した方が、更新認定等で**要介護2又は1になった場合にも、入所を継続するには「意見照会(入所決定時)」**が必要です。

意見照会にあたっては、在宅が難しいという点だけでなく、特別養護老人ホームでなければならない理由とそれらが特例入所要件に該当するのかをよく見極めてください。

なお、特例入所に該当しなければ原則退所になりますので、**入所申込時の利用者への十分な説明と、施設側の適切な判断**を行ってください。

入所申込者への説明等について（お願い）

- 入所申込者に対しては、以下の点について十分な説明を行い、理解を得てください。
 - ・特別養護老人ホームが中重度者を支援する施設であり、原則、要介護3以上でなければ入所ができないこと
 - ・入所後に要介護2以下に改善した場合には、退所となる可能性があること（※特例入所についての丁寧な説明を行った結果、申込者より「特例入所要件に該当する」旨の申立てがあった場合には、施設が申込を受け付けないことは認められません。）
- 入所申込者が要介護1又は2であっても、以下の場合は特例入所を検討して下さい。
 - ・特例入所要件を満たしており、特別養護老人ホームに入所しなければ生活が困難なやむを得ない事情が認められる。

最終的な入所判断と利用者への説明責任は各法人・施設にゆだねられます。他の待機者やその家族から理解が得られる、適正かつ公平な入所判断をお願いします。

●事例集

1	<p>要介護2 (90歳、サービス付き高齢者向け住宅入居中)</p> <p>サ高住入居中であるが、認知症状がみられるようになったことから、家族の要望もあって出身地近くの特養入所を希望。</p> <p>施設側は、単身世帯であることと認知症を理由に申込を受けたが、現在の生活状況を確認したところ、<u>認知症状はあるがサ高住での生活は落ち着いており、特養に入所しなければ生活ができない状況は確認できなかった</u>ため、非該当の判断に至る。</p>	<p>非該当</p> <p>★ポイント 特養に入所しなければ生活ができない状況が認められるか？</p>
2	<p>要介護2 (65歳、精神科病棟に長期入院中)</p> <p>脳梗塞発症後、後遺症と認知症状から在宅生活が困難になり10年以上、入院生活を送っている。生活保護を受給し、引き取り可能な親族もいない。帰来先がないこともあり、社会的入院を続けてきたが、医療措置はほぼ必要ない状態であり、65歳となって介護保険被保険者となった(※生活保護受給者は64歳まで介護保険未加入)ことから特養申込に至った。</p>	<p>該当</p> <p>(単身世帯)</p>
3	<p>要介護2 (93歳、癌末期の息子と障害のある孫らと同居)</p> <p>本人は認知症があり、デイサービスとショートステイを利用中。主たる介護者であった息子が癌末期で介護ができなくなったが、息子の妻には精神疾患と視力障害があり、孫息子は知的障害と脳梗塞後遺症により要介護状態であったため、家族による介護が困難となり特養申込に至る。</p>	<p>該当</p> <p>(同居家族の病気、障害)</p>
4	<p>要介護2 (93歳、入所後に更新認定で要介護2となる)</p> <p>唯一の同居親族であった長男がうつ病を患い、在宅介護が難しくなり、老健入所を経て平成27年4月に要介護3で特養に入所している。</p> <p>入所後の更新認定で要介護2となったが、長男の病状は変わらず、本人にも認知症と急性出血性直腸潰瘍等の持病悪化が見込まれ、継続入所についての意見照会に至る。</p>	<p>該当</p> <p>(同居家族の病気による)</p> <p>★ポイント H27年4月以降の入所者が更新認定により要介護2以下となった場合は、特例入所となるかの判断が必要。</p>
5	<p>要介護2 (101歳 単身世帯)</p> <p>本人の在宅希望もあり、アパートでの単身生活を続けてきたが、生活の支援をしてくれた隣人が施設入所したことにより、劣悪な環境(歩行器使用し2階に居住、トイレは1階、クーラーなし)で体調不良を起こすことが多くなった。訪問介護やショートステイを利用しているが、冬を迎えるには限界があると判断し、意見照会に至る。</p>	<p>該当</p> <p>(単身世帯)</p>

担当：介護保険課 給付係
TEL：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278

特例入所者についての意見照会書（入所申込時）

年 月 日

長岡市長 様

施設名

施設長

下記の方について、特例入所に該当するか否かについて意見を照会します。

被保険者氏名 (被保険者番号)	()		
生年月日	年 月 日	要介護度	要介護1・要介護2 その他 ()
住 所			
施設の見解	<p>下記に該当すると判断します。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>		
添付書類	別紙のとおり (入所申込書・介護支援専門員意見書等)		

(担 当 :
電 話 :)

特例入所者についての意見照会書（入所決定時）

年 月 日

長岡市長 様

施設名

施設長

下記の方の入所を決定するにあたり、特例入所者に該当するか否かについて意見を照会します。

被保険者氏名 (被保険者番号)	()		
生年月日	年 月 日	要介護度	要介護 1・要介護 2 その他 ()
住 所			
入所申込時からの 状態変化等	<input type="checkbox"/> 入所申込時に市へ照会済であり、特例入所者と判断できる状況は変わっていない。 <input type="checkbox"/> 入所申込時は市へ未照会、又は特例入所者と判断できる状態が申込み時から変化している： 関係書類の添付有		
施設の見解	<p>下記に該当すると判断します。</p> <input type="checkbox"/> 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/> 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center; font-size: 2em;">〔)</div>		

〔
 担 当：
 電 話：
〕

虐待による特例入所者の報告書

年 月 日

長岡市長 様

施設名

施設長

下記の方については、家族等による深刻な虐待により、心身の安全・安心の確保が困難であることから特別養護老人ホームへの入所が必要であるため、特例入所者として取扱うことを報告します。

被保険者氏名 (被保険者番号)	()		
生年月日	年 月 日	要介護度	要介護1・要介護2 その他 ()
住 所			
申込受付 ・ 決定状況	<p>※いずれかにチェックをつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 特例入所者として申込を受付けました。 (受付日： 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 特例入所者として入所決定をしました。 (決定日： 年 月 日)</p>		
虐待について の確認状況	<p>施設で虐待事例として判断した理由</p> <p>※いずれかにチェックをつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 長岡市が虐待事例として判断しているため</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 80px; margin: 10px 0;"></div>		

(担 当 :
電 話 :)

特別養護老人ホーム入所者への待機辞退の周知について

長岡市では、特別養護老人ホームの真の待機者を把握したいため、別紙の周知文書「入所申込した他の施設への辞退の連絡について」を作成し、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへ勧奨をお願いしています。

各事業所の皆様からも利用者等から相談があった際には支援に御協力いただきますようお願いいたします。

過誤処理による高額介護サービス費への影響について

介護保険サービス事業所が過誤処理を行ったことで、保険者（市町村）が被保険者に支給している高額介護サービス費（1か月当たりの介護サービス費用の利用者負担額が定められた上限額を超えた分を払い戻すもの）に影響が出る場合があります。

過誤処理を行い、利用者負担額を利用者に返還した際は、利用者に保険者から高額介護サービス費の返還を求める場合があることを説明してください。

長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金の 様式の改正について

令和5年4月から申請者の押印欄を廃止するため、長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金の一部の様式を改正します。

4月1日以降は必ず長岡市ホームページから新様式をダウンロードし、使用してください。

なお、長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助金請求書には、引き続き押印が必要ですので、注意してください。

担当：介護保険課 給付係
TEL：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278

特別養護老人ホームへ入所されている皆さま及び御家族様へ

入所申込した他の施設への辞退の連絡について

過去に複数の特別養護老人ホームへの入所申込を行い、現在、特別養護老人ホームへ入所中又は入所が決定し、他の特別養護老人ホームへの入所を希望しなくなった場合には、入所申込をした他の特別養護老人ホームへ入所希望の辞退を申し出てください。

施設入所が決定しても、他の特別養護老人ホームの申し込み（待機）は継続していません。

施設が適正に入所申込者の把握を行えるよう、御協力をお願いいたします。

～入所申込を辞退する施設への連絡方法～

裏面「特別養護老人ホーム一覧」により、過去に入所の申し込みをした特別養護老人ホームへ電話で連絡をしてください。

御不明な点につきましては、長岡市介護保険課給付係（0258-39-2245）まで、お問い合わせください。

令和5年3月1日現在

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホームあおいの里・長岡	940-0872	長岡市稲葉町820番地6	25-1122
特別養護老人ホームアカシアの丘黒条	940-0007	長岡市黒津町字東田367番地	25-6110
特別養護老人ホームあおりの里	949-7513	長岡市西川口1173番地3	89-4880
特別養護老人ホームいずみ苑	940-0234	長岡市栃尾泉419番地2	53-2211
特別養護老人ホームおごしの里	949-5331	長岡市小国町櫛沢90番地	95-3110
特別養護老人ホームかつぼ園	940-0803	長岡市加津保町1695番地2	44-8338
特別養護老人ホーム桐原の郷	959-0152	長岡市寺泊下桐3700番地1	0256-97-5000
特別養護老人ホーム岡南の郷	940-1132	長岡市渡沢町字早田53番地	23-7511
特別養護老人ホームこしじの里	949-5416	長岡市不動沢2219番地5	41-0801
特別養護老人ホームこぶし園	940-2121	長岡市喜多町2900番地	20-5170
特別養護老人ホームサクラレ福住	940-0034	長岡市福住2丁目1番7号	35-5590
特別養護老人ホームサンホーム	940-0203	長岡市楡原784番地13	52-0151
特別養護老人ホーム縄文の杜関原	940-2035	長岡市関原町1丁目字上ノ沢1072番地1	21-5055
特別養護老人ホーム中之島	954-0124	長岡市中之島2105番地6	61-2828
特別養護老人ホームはるか	940-0841	長岡市花園南2丁目337番地	38-0850
特別養護老人ホーム槇山けやき苑	940-2002	長岡市槇山町1593番地1	29-2500
特別養護老人ホームまちだ園	940-1111	長岡市町田町540番地	39-3927
特別養護老人ホームみしま園	940-2301	長岡市宮沢580番地3	42-3131
特別養護老人ホームわらび園	949-5406	長岡市浦3060番地	41-3150
てまり特別養護老人ホーム	940-0137	長岡市平1丁目3番55号	51-5005
特別養護老人ホーム小国あいあい	949-5335	長岡市小国町太郎丸1520番1	95-5172
特別養護老人ホーム川崎	940-0864	長岡市川崎6丁目1286番地	39-1008
特別養護老人ホーム撰田屋	940-1105	長岡市撰田屋5丁目9番6号	39-1510
特別養護老人ホーム千手	940-0087	長岡市千手3丁目1番14号	31-3263
特別養護老人ホーム千秋	940-2108	長岡市千秋2丁目221番地14	28-8820
特別養護老人ホーム花の里かつぼ	940-0804	長岡市水穴町393番地	44-8742
特別養護老人ホーム福住	940-0034	長岡市福住2丁目1番15号	31-3281
特別養護老人ホーム美沢	940-0856	長岡市美沢4丁目211番地6	30-1733
特別養護老人ホームみやざわ苑	940-0233	長岡市栃尾宮沢1778番地	52-2500
特別養護老人ホームわしま	949-4511	長岡市小島谷3399番地	89-8560
特別養護老人ホームはるか高町	940-0824	長岡市高町2丁目59番363号	38-7151

令和5年度介護保険更新認定申請の受付開始日について

令和5年度の更新認定申請の受付日は下記のとおりです。うるう年の関係で2、3月末切れの受付開始日が例年と異なりますので、御注意ください。

有効期間終了日	申請受付開始日
令和5年 5月末	令和5年 4月1日
令和5年 6月末	令和5年 5月1日
令和5年 7月末	令和5年 6月1日
令和5年 8月末	<u>令和5年 7月2日</u>
令和5年 9月末	令和5年 8月1日
令和5年10月末	令和5年 9月1日
令和5年11月末	令和5年10月1日
令和5年12月末	令和5年11月1日
令和6年 1月末	<u>令和5年12月2日</u>
令和6年 2月末	<u>令和5年12月31日</u>
令和6年 3月末	<u>令和6年 1月31日</u>
令和6年 4月末	令和6年 3月1日

※申請受付開始日は、有効期間終了日前日を1日目として暦を遡って60日目の日です。

担 当：介護保険課 認定係
電 話：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278

介護保険に関連した世帯分離の届出について

サービス利用者のご家族から「同居していても、住民票上の世帯分離をすれば負担限度額認定が受けられると、事業所・ケアマネージャーから聞いた」など、世帯分離について、お問合せを受けることがあります。

住民票上の「世帯」とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」と定義されており、世帯分離を含む住民異動に関する届出は居住実態に即したものでなければなりません。

介護保険料や介護保険サービス利用料を軽減する目的、特に負担限度額認定の要件を満たすため、居住実態に即していない虚偽の世帯分離の届出を行った場合は、過料に処される可能性があります。世帯分離について、利用者に誤った案内をしないよう注意してください。

住所地特例施設や地域密着型サービス利用者の住所の異動について

住所地特例対象施設へ他市町村から転入して入居する際に、居住実態がないにもかかわらず長岡市内の親族等の住宅に住所を異動した場合、住所地特例の対象となりません。住所地特例は施設所在地の財政負担が集中するのを防ぐための制度であり、他市町村に住所を有する方が長岡市内の住所地特例対象施設に入居する場合は、入居前に住所のあった市町村が保険者となります。他市町村からの入居者を受け入れる際には、利用者等に施設から住所地特例についての説明をお願いします。

また、長岡市内の地域密着型サービス利用のため、他市町村からグループホームや長岡市内の親族宅等へ住所異動を行った事例が発生し、不適切な事例として注意しました。長岡市内の地域密着型サービスを利用できるのは「長岡市に住所を有する住民のみ」です。利用希望者が地域密着型サービスの利用を目的として、他市町村から住所を異動していないかなど、十分に確認をしてください。

マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した 介護保険の電子申請について

介護保険関連の手続きについて、マイナンバーカードを使用する「ぴったりサービス」により、令和5年3月31日から電子申請の受付を開始します。

1 ぴったりサービスとは

国が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請等が行えるサービスです。

2 電子申請での手続きが可能な届出

- (1) 要介護・要支援認定の申請
- (2) 要介護・要支援更新認定の申請
- (3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- (4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- (5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- (6) 被保険者証の再交付申請
- (7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- (8) 介護保険負担限度額認定申請
- (9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- (10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- (11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

3 電子申請に必要なもの

- (1) 本人または代理人のマイナンバーカード
※申請者が代理人の場合は、番号確認、身元確認及び代理権の確認が必要となります。
- (2) マイナポータルアプリケーションをインストールしたパソコンやスマートフォンなどモバイル端末
- (3) マイナンバー読み取り専用のICカードリーダーライター（市販のもの）
※マイナンバーカード対応スマートフォンの場合、ICカードリーダーライターは不要です。
※ICカードリーダーライターは公的個人認証に対応しているものと対応していないものがあります。用意の際は公的個人認証サービスに対応した機器をご利用ください。

4 留意点

電子申請が可能な手続きの中には、申請書以外に郵送や窓口により提出が必要となる書類があります。必要書類の提出があるまで申請は不備扱いとなり、完了しませんのでご注意ください。

担当：介護保険課

TEL：0258-39-2245

FAX：0258-39-2278